

当事業所(のっつ)の介護処遇改善加算の取得について

介護処遇改善加算とは・・・

国は平成29年に福祉・介護業界に、月額8万円のアップを目指す介護職員の賃金改善を行う為の制度を進めています。」この制度を行うにあたり他の職員にも一定の配分を行う仕組みとしました。これには基本となる処遇改善加算と更に資格を持つ職員の改善を含めて二本建てとなっています

令和3年度からは処遇改善加算と特定処遇改善加算の仕組みが見直されました。

介護処遇改善加算:キャリアパス要件(賃金体系や昇給の仕組みを設け研修の機会を確保する)と職場環境改善を行う。要件によりⅠからⅢに分類

特定処遇改善加算:処遇改善加算に加え特定の技能を持つ職員を中心に主君を分類して改善の仕組みを作成し職場環境要件を更に厳しく設定し情報公開を行う。要件によりⅠとⅡに分類

当事業所はの取得について・・・

賃金改善に取り組んでいることを就業規則に盛り込み、職場での研修機会や健康面での改善の取り組みを行うことにより質の向上を目指すなどを行い処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰを取得しています。

就業規則で賃金の規定を明確にし、より働きやすい職場や質の高い支援が出来るように努力してまいります

